

令和2(2020)年10月採用 柏崎市福祉保健部健康推進課 非常勤職員募集要項

- 1 募集人数 非常勤職員（精神保健相談員） 1名
- 2 勤務場所 柏崎市元気館 福祉保健部健康推進課地域保健係
- 3 職務内容 精神保健相談業務
- 4 任用期間 任用開始日から令和3(2021)年3月31日まで
- 5 応募資格
 - ・精神保健福祉士資格を有する者。
 - ・パソコンのワード・エクセルで表やグラフを使った文書作成ができる人。
- 6 勤務日・勤務時間・賃金・休暇等
 - (1) 勤務日 毎週月曜日から金曜日まで（祝日・年末を除きます）
 - (2) 勤務時間 午前8時30分から午後4時30分まで
（休憩時間12時から13時までの60分）
 - (3) 報酬 月額 260,400円
 - ・欠勤した場合は、勤務日数に応じ欠勤分を差し引いて支給します。
 - ・賃金は、勤務した月の翌月の21日（その日が土・日曜日、祝日のいずれかの場合は、その直前の平日）にお支払いします。
 - ・勤務距離が片道2キロメートル以上で、自動車や自転車などで通勤する場合、通勤費相当月額賃金（通勤距離により異なる。例：2km～4kmの場合2,900円）を支給します。
 - (4) 期末手当 任用期間が6か月未満の場合は、支給されません。
 - (5) 休暇 年次有給休暇は、任用期間に応じ付与されます。
 - (5) 社会保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。
 - (6) その他
非常勤職員は、常勤職員と同様、次のような行為は禁止されています。
 - ・職員として信用を傷つけ、または不名誉な行為をすること
 - ・職務上知り得た秘密を漏らすこと
 - ・政治的団体に関与して一定の行為をすること
 - ・許可なく公務以外の営利を目的とする事業を営むこと
 - ・許可なく報酬を得て何らかの事業または業務に従事すること 等

7 応募方法

次の書類を、福祉保健部健康推進課地域保健係に持参または郵送してください。

- (1) 履歴書(柏崎市指定のもの) ※柏崎市のホームページからダウンロード出来ます。
- (2) ハローワークの紹介状をお持ちの方は、その紹介状
- (3) 資格証(写し)

8 試験の日程・方法等

- (1) 面接日 応募があり次第、試験を行います。
- (2) 試験場所 柏崎市元気館2階会議室
- (3) 試験方法 面接試験(10分程度)
面接日及び時間は、後日連絡します。

9 その他

前項までの内容は変更されることがあります。その他任用に関することは、新潟県柏崎市臨時職員等に関する規則(平成13年2月13日規則第2号)に定めるところによります。

10 お問い合わせ先

この募集要項で不明な点は、下記にお問い合わせ願います。

柏崎市福祉保健部 健康推進課地域保健係(担当:竹内)

〒945-0061 柏崎市栄町18番26号

TEL: 0257-20-4214(直通) FAX: 0257-22-1077